大阪市告示第1555号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項に基づく登録及び鑑札交付手数料並びに第5条第2項に基づく注射済票交付手数料徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託したことを、地方自治法第243条の2第2項の規定に基づき告示する。

令和7年11月13日

大阪市長 横 山 英 幸

	名称	事務所の所在地	指定をした日	委託をした日
1	河村 幸浩	大阪市生野区桃谷	令和7年10月1日	令和7年10月1日
		2 - 5 - 1		
		辰巳ビル101		
2	株式会社大徳アニマ	大阪市東成区大今		
	代表取締役 村井	里南 6 - 2 - 6 -		
	信一郎	101		

(健康局生活衛生部生活衛生課)